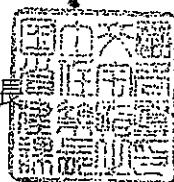


国住指第4784号
平成27年3月18日

各都道府県
建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長



火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下 が生じない建築物の部分を定める件等の施行について（技術的助言）

平素より建築行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第126条の2第1項第5号により、排煙設備を設けなくてもよい建築物の部分として、平成12年建設省告示第1436号において、火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない部分を定めているところです。昨今、空きビルなどの既存ストックの活用ニーズが高まってきているところ、国土交通省では、建築物の利用者の安全を確保しながら既存ストックを円滑に活用できるよう、特に要望が多い排煙設備の設置義務の緩和について検証を行い、一定の成果が得られたことから、新たに排煙設備の設置を不要とする部分を同告示に追加し、平成27年3月18日に公布、施行することとなりましたので、同告示の運用について下記のとおり通知します。

本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

貴職におかれましては、貴管内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知いただきますようお願いします。

なお、国土交通大臣指定及び地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添えます。

記

1. 告示の概要

火災発生時に当該階の規制の対象となる主たる用途に供する全ての居室が、各居室から他の居室や一定以上の廊下を経由せずに容易に安全な外部に避難できるものについては、利用者が避難するまでの間避難上支障となる煙又はガスの降下が生じないものとして、避難階又は避難階の直上階で、次の①及び②に適合する部分（以下「適合部分」と

するものであること。

②①の用途に供する部分における主たる用途に供する各居室に屋外への出口、バルコニー又は屋外への出口に近接した出口（以下「屋外への出口等」という。）（当該各居室の各部分から当該屋外への出口等まで及び当該屋外への出口等から道までの避難上支障がないものに限る。）その他当該各居室に存する者が容易に道に避難することができる出口が設けられていること。

2. 建築確認に際しての留意事項

建築確認に際して、関連する留意事項を以下に示すので、貴職における執務の参考とされたい。

居室の各部分から屋外への出口等まで及び屋外への出口等から道までの避難上支障がないものであることとして、当該居室に存する者の特性に応じて支障がないことを確認する必要があるが、例えば、屋外への出口等の種類に応じ、以下のとおりの要件が考えられる。

（1）居室の各部分から屋外への出口まで及び屋外への出口から道までの避難上支障がないものとして必要な要件

- ①居室の各部分から屋外への出口までの歩行距離が一定程度以下（目安として居室の床面積100m²程度を想定し10m程度）であること
- ②戸や掃き出し窓である等居室内の在館者が開口部を通じ屋外へ支障なく出られること
- ③屋外への出口から道に直接通ずるか、道に通ずる幅員50cm以上（当該幅員は有効幅員）の通路その他の空地が設けられていること
- ④他の火災のおそれのある居室の前を通らずに避難できること

（2）居室の各部分からバルコニーまで及びバルコニーから道までの避難上支障がないものとして必要な要件

- ①居室の各部分からバルコニーへの出口までの歩行距離が一定程度以下（目安として居室の床面積100m²程度を想定し10m程度）であること
- ②在館者が開口部を通じ当該バルコニーへ支障なく出られること
- ③バルコニーが十分に外気に開放されていること
- ④当該バルコニーから地上へ屋外階段、すべり台、タラップ等の当該居室に存する者の特性を踏まえた避難経路等が確保されており、バルコニーから地上までの避難経路等について、当該バルコニーに通ずる各出口から地上までの二方向避難が確保されていること又は他の火災のおそれのある居室の前を通らずに避難できること
- ⑤車いすを利用する者が多く利用する施設にあっては、バルコニーから通ずる同一階で、屋上等の安全な一時退避場所を確保すること
- ⑥地上に通ずる部分から道に直接通ずるか、道に通ずる幅員50cm以上（当該幅員は有効幅員）の通路その他の空地が設けられていること

（3）居室の各部分から屋外への出口に近接した出口まで及び屋外への出口に近接した出口から道までの避難上支障がないものとして必要な要件

- ①居室の各部分から屋外への出口に近接した出口までの歩行距離が一定程度以下
(目安として居室の床面積100m²程度を想定し10m程度) であること
- ②(1) ②と同じ
- ③縁側を通じた屋外への避難のように、居室の出口から屋外への出口が容易に把握でき、居室の出口から屋外への出口まで安全かつ容易に到達できる距離にあること
- ④屋外への出口から道に直接通ずるか、道に通ずる幅員50cm以上（当該幅員は有効幅員）の通路その他の空地が設けられていること
- ⑤他の火災のおそれのある居室の前を通らずに避難できること

なお、上記(1)(2)では、廊下や他の居室を経由した避難は認められず、(3)では他の居室を経由した避難は認められないことに留意されたい。

- (4)「その他当該各居室に存する者が容易に道に避難することができる出口」とは、避難階の直上階の居室の出口で、防火区画された直接道に通ずる直通階段に通ずるもの等が想定される。

○火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分を定める件（平成十二年建設省告示第十四百三十六号）

（傍線部分は改正部分）

改	正	案	改	正	前
			建築基準法施行令（以下「令」という。）第百二十六条の二第一項第五号に規定する火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分は、次に掲げるものとする。	建築基準法施行令（以下「令」という。）第百二十六条の二第一項第五号に規定する火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分は、次に掲げるものとする。	
一～三	（略）		四 次のイからホまでのいずれかに該当する建築物の部分	四 次のイからニまでのいずれかに該当する建築物の部分	
イ	（略）		ロ 避難階又は避難階の直上階で、次に掲げる基準に適合する部分（当該基準に適合する当該階の部分（以下「適合部分」という。）以外の建築物の部分の全てが令第二百二十六条の二第一項第一号から第三号までのいずれか、前各号に掲げるもののいずれか若しくはイ及びハからホまでのいずれかに該当する場合又は適合部分と適合部分以外の建築物の部分とが準耐火構造の床若しくは壁若しくは同条第二項に規定する防火設備で区画されている場合に限る。）	ロ 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）（1）建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）別表第一（い欄に掲げる用途以外の用途又は児童福祉施設等（入所する者の使用するものを除く。）、博物館、美術館若しくは図書館の用途に供するものである。）と。 (2) (1)に規定する用途に供する部分における主たる用途に供する各居室に屋外への出口等（屋外への出口、バルコニー又は屋外への出口に近接した出口をいう。以下同じ。）（当該各居室の各部分から当該屋外への出口等まで及び当該屋外への出口等から道までの避難上支障がないものに限る。）その他当該各居室に存する者が容易に道に避難することができる出口が設けられていること。	
ハ	車庫、通信機械室、繊維工場その他これらに類する建築物の部分		法第二十七条第二項第二号の危険物の貯蔵場又は処理場、自動車車庫、通信機械室、繊維工場その他これらに類する建築物の部分	（略）	

口 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第二十七条第二項第二号の危険物の貯蔵場又は処理場、自動車車

で、法令の規定に基づき、不燃性ガス消火設備又は粉末消火設備を設けたもの

二・ホ
(略)

庫、通信機械室、繊維工場その他これらに類する建築物の部分で、
法令の規定に基づき、不燃性ガス消火設備又は粉末消火設備を設けたもの

ハ・ニ
(略)